

諮問庁：豊橋市長

諮問日：令和5年3月23日（諮問第119号）

答申日：令和6年2月9日（答申第103号）

事件名：「多目的屋内施設に関する民間事業者・団体又は個人とのやり取りに関する文書」の一部公開決定等に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

豊橋市長（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が行った、「多目的屋内施設に関する民間事業者・団体又は個人とのやり取りに関する文書」に係る一部公開決定等については、別紙記載の「非公開とした部分」を非公開としたことは妥当であるが、それ以外の部分は公開すべきである。

第2 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和4年7月21日付け公文書公開請求書で、「多目的屋内施設（新アリーナ）に関し、民間事業者や団体・個人との情報交換・やり取り、及び、民間事業者や団体・個人との接触に関する一切の記録及び文書（※メールなど電磁的記録を含む）過去3年分 令和4年6月20日付けで公文書公開請求している文書との重複は除く。」との公文書公開請求を行った。
- 2 処分庁は、令和4年8月5日付け公文書公開決定通知書で、「第1回豊橋市多目的屋内施設整備県市連絡会議の議事録、会議次第、資料及び参考資料」を全部公開した。また、同日付け公文書一部公開決定通知書及び公文書非公開決定通知書で、公文書一部公開決定及び公文書非公開決定（以下、これらの処分を併せて「原処分」という。）を行った。
- 3 処分庁は、「多目的屋内施設ソフトテニス協会説明会議事録」「多目的屋内施

設八町校区説明会議事録」「市民のメール」「市長への手紙」を対象文書として特定し、原処分を行った。

- 4 処分庁は、「市民のメール」及び「市長への手紙」を全部非公開とし、「多目的屋内施設ソフトテニス協会説明会議事録」「多目的屋内施設八町校区説明会議事録」については、「出席者」欄、「発言者」欄及び「発言内容」欄の各一部を非公開として、審査請求人に対象文書を公開した。
- 5 公文書一部公開決定通知書の「公開しないこととした理由」の欄には、「豊橋市情報公開条例第6条第1項第1号及び第7号に該当（その記述等が特定の個人に関する情報に該当するため。また、広く一般に公開することを前提としておらず、公開すると今後団体との率直な意見交換が困難になり事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため。）」と記載されている。また、公文書非公開決定通知書の「公開しないこととした理由」の欄には、「豊橋市情報公開条例第6条第1項第1号及び第7号に該当（市政に対する個人の意見として提出されたものであり、個人に関する情報に該当するため。また、広く一般に公開することを前提としておらず、公開すると今後市民から率直な意見をもらうことが困難になり、制度の円滑な運用が阻害される恐れがあるため。）」と記載されている。
- 6 審査請求人は、令和4年11月7日、原処分を不服として、審査庁に対し、審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が令和4年11月7日付けで審査庁に提出した審査請求書及び令和5年3月10日付けで提出した反論書並びに令和6年1月12日の本審査会における口頭による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）の内容によると、審査請求の趣旨及び審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づく公文書公開請求に対し、処分庁は、令和4年8月5日付け4豊多整第11号で公文書一部公開決定及び公文書非公開決定を行った。これらの情報は、条例第6条第1項第1号又は第7号に該当しない。また、公開請求した公文書の全てが示されていないことが強く推認されるため、原処分は取り消されるべきである。

2 審査請求の理由

- (1) 審査請求人は、本審査請求に係る公文書公開請求以外の公開請求で、職員の出張に係る公文書を複数取得している。原処分では、これらの出張に関する文書が、対象文書に一切含まれていない。そのため、対象文書の精査が粗雑であり、公開された文書以外にも対象文書が存在していると強く推認される。事実、他の公文書公開請求に対する決定に関して審査請求を行った際、決定時に公開されなかった文書が追加で公開されたことがあったため、審査請求人の推認は妥当である。また、審査請求人が他の自治体から受領したメールによれば、本市職員と当該自治体の職員が意見交換を実施したとの記載がある。このことから、他にも対象文書が存在することが推認される。
- (2) 対象文書のうち、市民に対する説明会の議事録における、市職員の発言部分は、市民に対して、市を代表して行った説明である。そのため、条例第6条第1項第1号又は第7号に該当するとは考えられない。また、市民の発言部分は、一律で非公開とされていることから、条例第6条第1項第1号又は第7号に該当するか精査されたようには見受けられない。対象文書のうち、「市民のメール」「市長への手紙」の市民から市に宛てた、意見、提言、質問等（以下「意見等」という。）が記載された部分及び意見等に対する市の回答が記載された部分についても、同様である。

第4 処分庁の説明の要旨

- (1) 審査請求人は、他の公文書公開請求で取得した出張記録をもって、他に対象文書が存在することが推認されると主張する。しかし、これらの出張においては、挨拶や口頭による説明を行っただけで、文書を取得したり作成したりしていないから、対象文書は存在しない。そのため、他に対象文書が存在することが推認されるわけではない。
- (2) 説明会の議事録における、市職員の発言部分には、業務を進めるなかで、他の関係団体との意見交換で知った情報や、今後の事業遂行にあたっての検討段階の事項やスケジュールが含まれており、公開することで今後の事業の適正な遂行に支障を生じるおそれがある。また、市民の発言部分は、特定の個人に関する情報であり、公開することを前提としておらず、公開することで個人が特定され、不利益が生じるおそれがあることから、条例第6条第1項第1号又は第7号に該当するため、非公開とした。
- (3) 市民のメールや市長への手紙は、市政に対する個人の意見であり、個人に関する情報に該当し、公開することを前提としておらず、公開することで市民から率直な意見をもらうことが困難となり、制度の円滑な運用が阻害されるおそれがあることから、条例第6条第1項第1号及び第7号に該当するため、非公開とした。
- (4) 以上のとおり、原処分において非公開とした部分は、条例第6条第1項第1号又は第7号に該当するため、原処分は適法に行われた。また、対象文書以外に、対象文書に含まれるべき文書は存在せず、請求対象文書の特定に誤りはない。したがって、原処分を維持することが妥当である。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年3月23日 諮問書の受付
- ② 同日 諮問庁から諮問書の添付文書を收受

③ 令和6年1月12日 口頭意見陳述の実施

④ 同日 審議

第6 審査会の判断の理由

1 条例第6条第1項第1号及び第7号の解釈について

(1) 条例第6条第1項第1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができるものを非公開とすると規定する。同号は、個人のプライバシー等の権利利益を害するおそれがある情報に限って非公開とするのではなく、特定の個人を識別することができる情報を、原則非公開とすることで、個人の権利利益を十分に保護することを図る趣旨の規定である。

(2) 条例第6条第1項第7号は、市の機関等が行う事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記録されている場合は非公開とすべきであるという趣旨の規定である。しかし、条例の公文書の原則公開の理念に基づけば、非公開とされるものはできる限り限定的にとらえる必要があるから、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は、実施機関に広範な裁量を与える趣旨ではないと解され、事務又は事業に関する情報を公開することによって生じる利益と支障とを利益衡量し、公開することによって生じる利益を考慮してもなお看過し得ない程度の支障が生じることが実質的、具体的にみて相当の蓋然性をもって予測される場合をいうと解される。

2 条例第6条第1項第1号又は第7号の該当性について

(1) 「多目的屋内施設ソフトテニス協会説明会議事録」及び「多目的屋内施設八町校区説明会議事録」は、多目的屋内施設の整備に関し、ソフトテニス協会関係者及び八町校区関係者に対して説明会を行った際に作成した議事録であり、市職員及びソフトテニス協会関係者又は八町校区関係者の名称や発

言内容が記載されている。

(2) 各議事録の「出席者」欄及び「発言者」欄には、ソフトテニス協会関係者又は八町校区関係者に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報が一部含まれている。当該部分は、条例第6条第1項第1号に該当することから、非公開とした処分庁の判断は妥当である。しかし、「発言者」欄には、特定の個人を識別することができるとはいえない情報も含まれていることから、当該部分については、公開すべきである。

(3) 各議事録の「発言内容」欄には、市職員の発言内容及びソフトテニス協会関係者又は八町校区関係者の発言内容が記載されている。

市職員の発言内容は、未確定で変遷する可能性がある事項についての発言である上に、変遷に至る経緯等の諸事情が全て公表されるわけではないため、当該部分が公開されると、アリーナ建設に係る計画や事業が、豊橋市民にとって関心の高い事業であり、賛否いずれの意見にも一定の支持者が存在することもあいまって、変遷に関する諸事情を踏まえることなく、記載の文意を離れて推測されるおそれがあり、今後行われる事業においても、このような推測をもとに批判が行われ、市が行うアリーナ建設に係る計画や事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。そのため、当該部分は、条例第6条第1項第7号に該当することから、非公開とした処分庁の判断は妥当である。

また、ソフトテニス協会関係者又は八町校区関係者の発言内容は、アリーナ建設事業に関して説明を受けた市民の発言内容であって、アリーナ建設は賛否が分かれる事業であることから、今後の意見聴取の際に、対象者が意見表明を行うことを躊躇し、市が意見を取得することができなくなり、その結果、市の事業の適正な遂行に支障をきたすおそれがある。そのため、当該部分は、条例第6条第1項第7号に該当することから、非公開とした処分庁の判断は妥当である。

(4) 「市民のメール」及び「市長への手紙」には、意見等及びこれに対する市

からの回答が記載されている。そして、意見等及びこれに対する回答には、記載した者の氏名や住所等の情報も記載されており、これらの情報は、特定の個人を識別することができるため、条例第6条第1項第1号に該当することから、非公開とした処分庁の判断は妥当である。

意見等は、アリーナ建設に係る計画や事業に関する市民の率直な意見等であって、意見等を記載した者は、自分が記載した意見等が公開されると想定していないのが通常であるし、同事業が豊橋市民にとって関心の高い事業であり、賛否いずれの意見にも一定の支持者が存在することから、公開されてしまうと、今後、市民が意見等を率直に述べることを躊躇し、市が意見等を取得することができなくなり、その結果、市の事務又は事業の適正な遂行に支障をきたすおそれがある。そのため、当該部分は、条例第6条第1項第7号に該当することから、非公開とした処分庁の判断は妥当である。

意見等に対する回答は、アリーナ建設に係る計画や事業に関する市からの文書による回答であって、一般に公開されている市の見解を超えて、非公開としなければ、市の事務又は事業の適正な遂行に支障をきたすおそれがある情報が含まれているとは、通常考え難い。そのため、回答を公開することにより特定の個人を識別することができる場合や、質問等が個人の人格と密接に関連するようなものであり、回答内容からそのような質問等の内容を推測することができる場合を除いては、回答を公開しても、質問等を行った者の権利利益を侵害するおそれや、市の事務又は事業の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるとはいえない。そして、本件対象文書の回答部分には、これらのおそれが生じる情報が含まれているとはいえない。そのため、条例第6条第1項第1号又は第7号に該当しないから、回答部分は公開すべきである。

3 対象文書の特定について

- (1) 審査請求人は、別に行った公文書公開請求で職員の出張記録を複数取得したが、原処分の対象文書には、これらの出張に関して作成し又は取得した

はずの文書が含まれていないこと、審査請求人が他の自治体から取得したメールに、当該自治体職員と豊橋市職員が意見交換を行った旨が記載されていることから、他にも公開されていない対象文書が存在するはずであると主張する。

(2) しかし、処分庁の説明では、これらの出張においては、挨拶や口頭による説明を行っただけで、文書を取得したり作成したりしていないから、対象文書は存在しないとのことである。本件では、この説明を覆し、対象文書に含まれるべき特定の公文書が存在することを推認させる具体的な事実は、手続上現れていない。

また、審査請求人は、他の自治体から受領したメールに、豊橋市職員と当該自治体職員が意見交換を実施したとの記載があることから、他に対象文書が存在することが推認されると主張する。しかし、当該メールの公開部分には、意見交換を行った旨は記載されているが、その具体的な内容や、文書のやり取りの有無、やり取りされた文書の具体的な内容等の情報は記載されていない。そして、原処分の対象文書は、豊橋市と民間事業者・団体又は個人とのやり取りに関する文書であって、自治体とのやり取りに関する文書ではない。そのため、本件において、他の自治体と意見交換を行っていた事実は、他に対象文書に含まれるべき特定の公文書が存在することを推認させる具体的な事実であるとはいえない。したがって、本件において、処分庁による対象文書の特定に誤りがあると認めることはできない。

4 結論

以上のことから、原処分については、対象文書の特定に誤りがあるとは認められず、対象文書につき、非公開とした部分のうち、別紙記載の「非公開とした部分」は、条例第6条第1項第1号又は第7号に該当するから、これらを非公開とした決定については妥当であるが、それ以外の部分については条例第6条第1項第1号又は第7号には該当しないから公開すべきであると判断した。

(第1部会)

委員(会長) 松村享 委員 河邊伸泰 委員 見目喜重

(別紙) 条例第6条第1項第1号又は第7号に該当するため非公開とする部分

ア：「多目的屋内施設ソフトテニス協会説明会議事録」

非公開とした部分	非公開とした理由
出席者欄の記載及び発言者欄の1頁上から3つ目及び6つ目の記載、2頁上から10個目の記載並びに3頁上から2つ目の記載	特定の個人を識別することができるものに該当するため。
発言内容欄の市職員の発言内容	未確定で変遷する可能性がある事項についての発言である上に、変遷に至る経緯等の諸事情が全て公表されるわけではないため、当該部分が公開されると、アリーナ建設に係る計画や事業が、豊橋市民にとって関心の高い事業であり、賛否いずれの意見にも一定の支持者が存在することもあいまって、変遷に関する諸事情を踏まえることなく、記載の文意を離れて推測されるおそれがあり、今後行われる事業においても、このような推測をもとに批判が行われ、市が行うアリーナ建設に係る計画や事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

<p>発言内容欄のソフトテニス協会関係者の発言内容</p>	<p>アリーナ建設事業に関して説明を受けた市民の発言であって、アリーナ建設は賛否が分かれる事業であることから、今後の意見聴取の際に、対象者が意見表明を行うことを躊躇し、市が意見を取得することができなくなり、その結果、市の事業の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため。</p>
-------------------------------	--

イ：「多目的屋内施設八町校区説明会議事録」

非公開とした部分	非公開とした理由
<p>出席者欄の記載</p>	<p>特定の個人を識別することができるものに該当するため。</p>

<p>発言内容欄の市職員の発言内容</p>	<p>未確定で変遷する可能性がある事項についての発言である上に、変遷に至る経緯等の諸事情が全て公表されるわけではないため、当該部分が公開されると、アリーナ建設に係る計画や事業が、豊橋市民にとって関心の高い事業であり、賛否いずれの意見にも一定の支持者が存在することもあいまって、変遷に関する諸事情を踏まえることなく、記載の文意を離れて推測されるおそれがあり、今後行われる事業においても、このような推測をもとに批判が行われ、市が行うアリーナ建設に係る計画や事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
<p>発言内容欄の八町校区関係者の発言内容</p>	<p>アリーナ建設事業に関して説明を受けた市民の発言であって、アリーナ建設は賛否が分かれる事業であることから、今後の意見聴取の際に、対象者が意見表明を行うことを躊躇し、市が意見を取得することができなくなり、その結果、市の事業の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため。</p>

ウ：「市民からのメール」及び「市長への手紙」

非公開とした部分	非公開とした理由
意見等を記載した者の氏名や住所等の情報	特定の個人を識別することができるものに該当するため。
「意見等」の部分	意見等は、アリーナ建設に係る計画や事業に関する市民の率直な意見等であり、記載した者は自分が記載した意見等が公開されると想定していないのが通常であるし、同事業が豊橋市民にとって関心の高い事業であり、賛否いずれの意見にも一定の支持者が存在することから、公開されると、今後、市民が意見等を率直に述べることを躊躇し、市が意見等を取得することができなくなり、その結果、市の事務又は事業の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため。